

# 第6号議案

# 群馬NPO協議会会則

## 第1章 名称及び所在地

### (名称及び所在地)

第1条 本会は、群馬NPO協議会(以下、本会という。)と称し、事務局をNPO・ボランティアサロンぐんま(群馬県庁昭和庁舎内)に置く。

## 第2章 目的

### (目的)

第2条 本会は、会員が主体となって情報交換を行い、NPOの健全な発展を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。また、市民活動に積極的に参加し社会を主体的に創造しようとする市民を支えネットワークを築き、その専門性向上と社会的認知を進め、専門職としての確立を図る。

## 第3章 事業

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換を図る事業。
- (2) NPOの健全な発展を図る事業。
- (3) NPO活動推進のためのネットワークづくり事業。
- (4) 企業・行政等とのパートナーシップづくり事業。
- (5) 上記の事業に関する調査研究。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第4章 会員、その他

### (会員)

第4条 本会の会員は、会の目的に賛同する団体、個人とする。

### (入会)

第5条 本会の趣旨に賛同し、入会しようとする時は、別に定める入会申込書を会長に届け、役員会で承認を得るものとし、会長は、総会において報告する。

### (会員の資格の喪失)

第6条 会員が次の事項の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届が提出されたとき。
- (2) 個人の死亡または団体が解散したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第7条 本会を退会しようとする時は、別に定める退会届を会長に届け出るものとし、任意に退会することができる。会長は、総会において報告する。

#### (除 名)

第8条 会員が、次の事項のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 公序良俗に反するなど、本会の名誉を傷つけたり、目的に反する行いをしたとき。

#### (抛出金品等の不返還)

第9条 既に納入された会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第5章 役員、その他

#### (役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	4名以内
幹 事	16名以内
監 事	2名以内

#### (役員を選出)

第11条 役員は役員会で推薦し、総会において承認を受ける。

#### (任 期)

第12条 役員の任期は、2年とする。

#### (補 充)

第13条 役員に欠員が生じた時は、第11条にもとづきこれを行う。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

#### (相談役)

第14条 本会に相談役を置くことができる。

### 第6章 役員の職務

#### (役員職務)

第15条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の運営に参画し、重要事項を審議する。
- (4) 監事は、業務を監査し、総会に報告する。

## 第7章 会 議

### (会議の種類)

第16条 本会の会議は、通常総会、臨時総会及び役員会とし、臨時総会及び役員会は、会長が特に必要と認めたとときに開催する。

### (通常総会)

第17条 通常総会は、毎年事業年度終了後3カ月以内に開催し、会員の2分の1以上の出席によって成立し(委任状を含む)、その決議は、出席会員の過半数で決める。可否同数の時は、議長の裁決によるものとする。

### (総会の権限)

第18条 総会は、次の事項を審議決定し、又は実施した事項について報告する。

- (1) 事業報告及び決算の承認に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) その他運営に関する重要事項

### (役員会の権限)

第19条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本会の事業執行に関する事項、その他の重要事項を決議する。
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 総会に附議する事項

2 役員会は、役員の2分の1以上の出席によって成立し(委任状を含む)、その決議は、出席役員の過半数で決める。可否同数の時は、議長の裁決によるものとする。

### (委員会)

第20条 役員会によって承認された事業等を実施するため、委員会を設置することが出来る。

2 委員会は、会員をもって構成し、必要により委員長が召集し、議長は、委員長が務める。

3 委員会は次の事項の審議を行う。

- (1) 委員会が役員会より承認された事業。
- (2) その他目的達成のための事業。

## 第8章 資産および会計

### (資産の構成)

第21条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本会の会費は別表に定める額とする。
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

### (資産の管理)

第22条 本会の資産は、代表が管理し、その方法は、役員会が別に定める。

(会計年度)

第23条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了するものとする。

(事務局)

第24条 本会の事業及び会計等処理するため事務局を置く。

(細則)

第25条 この会則に定めるものの他、本会則の施行及び本会の運営上必要な細則や事項は、役員会がこれを定める。

<附 則>

- 1 この会則は、平成11年6月19日から施行する(会則施行)
- 2 この会則は、平成16年6月19日から施行する(会則改定)
- 3 この会則は、平成18年6月3日から施行する(会則改定)
- 4 この会則は、平成30年6月15日から施行する(会則改定)

別表

会 費：年会費 3,000 円  
賛助会費：1口 10,000 円／年